家電　延長保証サービス規程
（商品修理サービス）

株式会社ワランティマート（以下「当社」という）は、当社が延長保証サービスの対象とする新品の商品であり、かつ延長保証加入者証の情報に記録されている商品（以下「本商品」という。）につき、延長保証サービス期間（第2条に定める期間をいう）中に故障が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の条項に基づいて、無料修理サービス（以下「延長保証サービス」という）を提供する。また、本商品がメーカーの出張修理対象商品である場合に限り、出張修理を行う。なお、修理の際に発生する片道（修理依頼時）の送料、修理依頼にかかる梱包費用、出張修理対象外商品の出張料（出張修理対象内商品の場合でも、メーカーが遠隔地としている離島および遠隔地の出張料を含む）および脱着費（工事費、材料費および諸経費等を含む。以下同じ）は、延長保証サービス加入者（以下「加入者」という）が負担するものとする。

第1条（加入者証の発行）
当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、延長保証加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。

第2条（延長保証サービスの期間）
1. 延長保証サービスは、本商品のメーカー保証期間が終了した日の翌日に始まり、延長保証加入者証に記載された保証期限に終了する（以下、この期間を「延長保証サービス期間」という)。延長保証サービス期間内において加入者が依頼することのできる修理の回数に制限はないものとする。ただし、1回の修理料金が延長保証加入者証に記載の修理上限金額を超過する場合については、第5条に定めるとおりとする。なお、メーカー保証期間内に初期不良等の原因によりメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、延長保証サービス期間は変更されないものとする。
2. 第5条第1項により代替品が提供された場合は、延長保証サービス期間中であっても、延長保証サービスは終了するものとする。

第3条（修理サービス依頼）
延長保証サービス期間中に、本商品の取扱説明書および本体貼り付けラベル等の注意書きに従って、正常な使用をしていたにもかかわらず本商品に故障が生じた場合、加入者はコールセンター（延長保証加入者証発行時に案内）に修理を依頼することができる。

第4条（報告義務）
1. 加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。
   (1) 延長保証サービス期間の終了前に、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合。
   (2) 本商品に対する代替品がメーカーまたは販売店より提供された場合。
2. 加入者が前項の連絡を怠った場合、延長保証サービス期間内であっても、延長保証サービスの対象とならない場合があるものとする。

第5条（代替品の提供）
1. 延長保証サービスによる1回の修理料金が延長保証加入者証に記載の修理上限金額を超過する場合や、修理が不可能な場合（メーカーによる部品の供給を受けられない場合等）は、延長保証加入者証に記載の修理上限金額を上限として当社が指定する同機種または同等品（メーカーを問わないものとする）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとし、これにより、延長保証サービスは終了するものとする。なお、この場合、延長保証サービスの保証料金の返金は行わない。
2. 前項の場合、加入者は、当社に対して、代替品の機種、品名その他の指定を行うことはできないものとする。
3. 第1項の場合、代替品の提供の際にかかる脱着費、送料および法令に基づき要求される廃家電処理のために必要な費用等は、加入者の負担とする。

第6条（延長保証サービスの対象外となる事由）
次の場合は延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとする。
(1) ハードディスク等の記憶媒体の不良に起因して本商品に記録されたデータが破壊された場合。
(2) 購入店舗ないし当社以外で修理を依頼された場合。
(3) 延長保証加入者証の情報と連絡先および修理依頼商品に相違がある場合。
(4) 本商品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更（同居の家族への変更を除く）になった場合。
(5) 本商品の部品交換を伴わない調整および手直し修理（清掃、リカバリー、設定等）の範囲に該当する場合。
(6) 故障の原因が、本商品本体以外の工事箇所（電線・電源、配管等）にある場合。
(7) 取付工事に起因して本商品に不具合が生じた場合。
(8) インクカートリッジ、バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
(9) 本商品の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやピクセル抜けおよび輝度低下を含む）である場合。
(10) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
(11) 本商品の付属部品（ケース、レンズキャップ、ストラップ等を含む）、周辺機器、アクセサリー、ソフトウェア等、本商品以外の商品の故障や相性に起因した故障または損傷である場合。
(12) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本商品の故障または損傷である場合。
(13) 一般家庭用以外（例えば、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって本商品に故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
(14) 直接的、間接的に関わらず、次の事由によって本商品に故障または損傷が生じた場合。
   ①　管理の不備、増設または改造行為等によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等。
   ②　増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合。

③　使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
④　虫食い、ねずみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
⑤　落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩による場合。
⑥　火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
⑦　地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
⑧　盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
⑨　核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
⑩　戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。

（15）本商品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
（16）修理の依頼が、延長保証サービス期間の終了後になされた場合。
（17）修理の際に脱着等の作業が生じる場合の脱着費等。
（18）日本国外から修理の依頼がなされた場合。
（19）本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合。

第 7 条（間接損害等）

1. 次の損害等については、延長保証サービスの対象とならないものとする。
（1）本商品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む）に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
（2）本商品の故障または損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
（3）本商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡および怪我を含む）。

2. 延長保証サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、商品購入金額を上限とするものとする。

第 8 条（出張費用）

延長保証サービス期間内であっても、メーカーが遠隔地と定めた離島および遠隔地への出張修理については、出張に要する費用を加入者が負担するものとする。

第 9 条（遵守義務）

加入者が本規程の定めに違反し、当社が延長保証サービスを提供することに対し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は本サービス期間内であっても本サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

第 10 条（解約）

1. 加入者は、延長保証サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、当該加入者に対し、当社が別途定める返金率または返金額に基づき、解約の時期に応じた保証料金の一部返金を行うものとする※。
2. 本商品の売買契約の解除に伴い延長保証サービスも解約する場合、前項の規定は適用されないものとする。この場合においては、加入者は、本商品の購入店に連絡することにより、購入店または当社のいずれかが保証料金全額の返金を行うものとする。なお、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む）については、当該返金は行わない。

※　返金に伴う振込手数料は加入者負担とする。当社は、返金すべき金額から振込手数料を差引いた金額を、加入者指定の銀行口座に振込むことにより返金を行うものとする。

第 11 条（製造物責任）

当社は本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の委託を受け加入者に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第 3 条の責を負うものではない。

第 12 条（見解相違の場合）

故障および損害の認定などについて、当社と加入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

第 13 条（その他留意点）

1. 記憶装置を持つ商品（パソコン、HDD・DVD レコーダー等）のデータに関しては、加入者自身の責任において管理を行うものとし、当社は、当該データの消滅等に関して一切責任を負わないものとする。
2. 当社は本規程について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとする。

2014 年 8 月 1 日

延長保証サービス代行会社：株式会社ワランティマート
コールセンター
ＴＥＬ:　0800-888-0110
E-Mail:　info@warranty.co.jp